

Title	安達氏と足立郡
Sub Title	
Author	中島, 竊(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.2 (1925. 5) ,p.95(255)- 110(270)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250500-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

安達氏と足立郡

安達氏の本國何如

安達氏は藤九郎盛長、源頼朝に隨身して以來、鎌倉時代を通じて、北條一族に次ぐ名家として顯はれ、越後の城氏滅びてより後は、之に代りて秋田城介となり、後世子孫代々城介を帶し、遂に秋田を氏とする者あるに至れり。秋田城介は鎮守將軍に次ぐ要職にして、頼朝征夷將軍とせられし以來、朝廷殊に其職を重んぜられ、復た鎮守將軍を置かれずなりしかば、秋田城介は征夷將軍の副とも見らるべき名譽の地なり。其上安達氏は評定所の評定衆ともなりて、樞機之職に居り、又屢々北條氏と婚姻を結び、同時に足利氏も北條氏と婚姻せしかど、足利氏は北條氏に下目に見られ、安達氏は上目に見られたり。されば足利氏は義兼以來、頼氏貞氏二人を除ける外は、悉く北條氏の婿となり、烏帽子兒となり、頼氏貞氏は婿たらざれども、猶烏帽子兒たるを免れず。(頼氏は時頼、貞氏は貞時の一字を、烏帽子兒として受けたるなり) 尊氏直義に至りて、北條氏の腹より生れざりしかば、始て北條氏の手を離れて、官軍に降參せり。(但北條氏の所出ならねど、尊氏は初名高氏、直義は高國、此兄弟の長兄に又高義といへるが

あり、凡そ此三人の高の字は、皆高時より受けたるなり、又尊氏は高時の婿ならねども、同族の女を娶れり。安達氏に至りては然らず、常に其女を北條氏に嫁入らして、北條氏を婿とし甥とせり。北條氏は泰時の長子時氏始て安達景盛の女を娶りて、經時時頼を生む。經時時頼の母は、彼の有名なる松下禪尼にして、時氏世を早くせし後、寡婦として幼兒を教訓し、能く北條の家風なる儉勤の二字を維持せしは、此母の力最多かりしは、争はれぬ事實なれば、自然北條氏は之を規模として、妻を此家より擇ぶの例となれりけん。時頼の子時宗又安達氏に娶りて貞時を生み、貞時の子高氏も亦安達氏に娶る。されば北條氏は時氏以後、安達氏の婿ならざれば甥なり、甥たらざれば婿たり。かゝる家なれば、安達氏は北條氏をさしも恐れず、盛長の玄孫宗景は、其曾祖景盛を、實は頼朝の落胤なりとて、姓を源と改め將軍たらん事を企て、露顯して誅せられし事もあり。兎角北條氏と密接の關係ありし故に、北條氏と其終を同くせり、かゝる名家なれども、盛長の本國は、未だ確なる記録を見ず。但從來は多く武藏人としてやありけん、足立郡には處々口碑に存する者あり。而るに新編武藏風土記は之を疑ひ、安達は陸奥の郡なればとて、其説を破りて採らず、陸奥人ならんとし之を取除けり。さりとて陸奥人といふ證據あるにもあらず、唯安達の文字を用ひる故に、かく云へるに過ぎざる者の如し、余を以て之を觀るに、此は恐らく所謂る平地に風波を起せる者、其説當れりとも思はれず。

安達足立は同讀通用

そもく武藏風土記稿が此説を立てし所以は、想ふに同時に足立遠元といふ人あり、吾妻鏡は遠元に足立と書き、盛長に安達と書き兩人の氏を混同せざるが故に、是に由りてかくは言ひ出つらん。實にも吾妻鏡には混同せず、されど此二人は別家なれば、さる書き分けは必ありぬべし、書き別けたりとて、必しも一人は武藏、又一人は陸奥といへるにもあらず。若し字にのみ因りて之を分くべき者とせば、世に遠元にも安達と書きたる者あらば、之を何とか云はん、猶字に由りて陸奥人と定むべきか、いでく古書の例を引て之を示さん。

保元物語

半井本

武藏ニハ豊島四郎、安達四郎遠元、中條新五、新六云々。

此は其も何如、武藏にはと云ひて、さて安達と云へるに非ずや。是をも陸奥人なりと云はんか、況して此は即ち足立遠元其人なるものをや。

平治物語

足立四郎遠基ハ右馬允ニナル

又

武藏ニハ長井別當實盛云々、金子十郎家忠、足立右馬

允遠元。

此等の文に據れば安達四郎遠元は、足立四郎遠基に同く、又足立右馬允遠元に同き事、論を待たざるに非ずや。然らば遠基遠元の同讀通用なるに等しく、安達足立も亦同讀通用し得べきに非ずや。遠元は保

元に義朝の隨兵として功あり、平治には右馬允となり、後久しく足立右馬允と云はれしが、建久元年頼朝上洛の時、又隨兵として従ひ行き、朝廷頼朝が功績を嘉し、其家人十人に朝官を賜ひし時、遠元も亦和田義盛等と俱に左衛門尉を拜せり。

吾妻鏡 左衛門尉平義盛勳功賞 同義連同賞 藤原遠元同賞、元前右馬允

是より左衛門尉遠元と稱す。

平家物語 爰ニ盛次ハ但馬ニ下リ、氣比權守ガ智ニ成テゾ居タリケル、但馬ノ守護足立三郎左衛門尉遠基此由ヲ聞テ或時百餘騎計ノ勢ニテ押寄せタリ云々。

此の左衛門尉遠基も亦同人にて、別人に非ず、(但三郎とあるは四郎の誤なり) 遠元遠基雜へ用ひらるれば、安達足立も時に混用せらるまじきに非ず。

されど遠元の氏を安達と書けるは、半井本保元物語のみなれば、或は誤記なりといふ説も起りぬべし。さらば又今一例を擧て之を證せん。

源平盛衰記頼朝義仲中惡事 天野藤内民部遠景、岡崎四郎義真二人ヲ召テ、下知シ給ケルハ云々、若面ニ肩テ委イハヌ事モゾ有トテ、副使ニ安達新三郎清經ヲ指遣ス。

平家物語長門本 オモテニマケテ云ハヌカ、云々、慥ニ聞トテ、足立新三郎清經ト云雜色ヲサシソヘテ

遣シケリ。

源平盛衰記 土佐房上落事 二位家ヨリ數多人ヲ附ラレタリケル内、安達新三郎清經ト云雜色アリ、下臈ナレ共、能者也、旗指ニセヨトテ、附ラレタリケレ共、實ニハ九郎冠者謀反ヲモ發シ、頼朝ヲ背ハ、急ギ告ヨトノ檢見ノ使也。

平家物語 如日本佐野本 爰ニ足立新三郎清經ト云雜色アリ、奴キヤツハ下臈ナレ共、サカクシキ者ニテ候、召仕ハレ候ヘトテ、鎌倉殿ヨリ判官ニ附ラレタリケルトカヤ、是ハ内々九郎ガ振舞ヲ見テ、我ニ知セヨト也。

又 南都本 足立新三郎清經ヲ、九郎ノ振舞見テ申セトテ上ラレタリケルガ云々。

又一本 侍十人附ラレタリシモ、鎌倉殿内々宣事有ケレバ、皆鎌倉ヘ逃下テ、旗指ノ料ニトテ附ラレタル足立新三郎清經計ゾ候ケル。

安達新三郎清經と、足立新三郎清經とは、一人か二人か、同一の事を紀して、源平盛衰記は安達と書き、平家物語諸本は皆足立と書けるの差のみにて、更に異なる處を見ず、之をしも同讀通用と云はずして、何とか云はん。しかのみならず更に奇なる者あり。

源平盛衰記 高綱渡字 治川事 右兵衛佐殿ハ安立新三郎清恒ヲ召テ、佐々木梶原生タリヤト問給ヘバ、共ニ候ト申。

此も亦同讀通用なる事疑ふべくもあらねば、同人なる事勿論なるが、安達の安と足立の立を取て、打て

一九と爲したる所尤も妙なり。畢竟此人安達氏の族か、足立氏の族か。吾妻鏡元暦元年八月三日に、今度伊賀國兵革事云々、早尋_ニ搜之、不_レ廻_レ踵可_レ令_レ誅戮之趣、被_レ仰_レ下源九郎主許云々、安達新三郎爲_ニ飛脚_一首途とあるは即ち此人なるべければ、大方盛長が族人なるべし。

さらば足立氏も時に安達と書くべく、安達氏も或は足立と書くべく、又時としては此兩氏を併せて安立とも書くべく、足立安達に武藏陸奥の書き分けあるにあらざる事明なり。さるに若し頑に文字にのみ拘泥して説を立てば、中古の者には不可解の事のみ多からん。今他の例を取て之を言はんには、

源平盛衰記

大場早馬事

武藏國住人江戸太郎重長、河越小太郎重頼ヲ大將トシテ、黨ニハ金子村山山口篠

黨兒玉横山野與黨綴喜等ヲ始トシテ、二千餘騎云云。

綴喜は大和國の郡名にはあらずや、何如にしてか武藏國の住人に、綴喜黨といふ者ある。是同讀通用の證據にして、綴喜は即ち都筑なり、(但綴喜を略して綴とのみも書きたるより誤りて、綴太郎の事を記して、長門本平家物語に相摸國住人ツラノ太郎と云へり、都筑郡は相摸に接續したれば、相摸國と心得んは猶當らずと雖遠からずとも謂ふべし、綴をツラと訓みなば何處とも知る可らず、尤も非なり)、又かゝる例あり。

源平盛衰記

三位入道入寺事

檜太郎友眞、讚岐四郎大夫廣綱二人ヲ遣シテ、慥ニ見テ參レト宣

又宇治合戦事

下野國住人足利又太郎忠綱進出テ云々、伴フ者一門ニハ、小野寺禪師太郎、戸屋子七郎太

郎、佐貫四郎大夫弘綱云々。

又源氏勢
汰事 佐貫四郎大夫廣綱。

讚岐四郎大夫廣綱、佐貫四郎大夫弘綱、佐貫四郎大夫廣綱、皆同讀通用にて、別人に非ず、同人なり。若し文字にのみ拘はりて言はず、廣綱は四國の人と言はざるを得ざるべし。而るに當時の足利氏一門は、一人も四國の住人なく、足利氏は田原藤太秀郷の苗裔（源氏の足利氏と同からず）淵名大夫兼行より出で、淵名は上野國佐位郡の庄名にして、（今も佐波郡上下淵名村あり、淵名神社あり）種族數氏に分れ、各處に散在し、利根川渡瀬川の流域に蔓延し、上野下野兩國の間に跨り、佐貫庄は上野の邑樂郡の南端に在りて、利根渡瀬兩川の間に挾まる、今の館林一帶の地是なり。佐貫氏は此處に居れるが故に其在名を稱せるなり。以上は是皆文字に拘はる可らざるべき明證なり。

大抵古人の字を用るは、自由自在にして、今人の如く窮屈ならず、地名にも姓名にも、同讀通用せる者枚舉に暇あらず。されば一書の内在て、前後一定ならぬ事も多し。美濃信濃を美乃信乃と書き、伊豫を伊與と書くなどは、常の事にて、上野の多胡郡を田子と書き、下總の葛西を笠井と書き、武藏の久良岐郡を海月と書くなど、殆ど今の人の思ひも寄らぬ事なれど、古人に在ては尋常茶飯の事にて、甚しきに至ては、參議を三木、市正を一の上、目錄を目六としても、通せざるにあらざりしは、誰も知らざる者無かるべし。さりとて文字を知らず、本字を知らぬ無學者が、所謂アテジ白字を書くにやと思ふに、それ

のみにはあらず。現に自身の姓名にも同讀通用の字を用ひし例なきにあらず。史徵墨寶第二編に見ゆる新田義宗の狀には、日田義宗と自署し、又小田原北條氏の族氏輝は、系圖には氏輝とあれど、各處に残れる本人自署の古文書には、多くは氏照に作れり。日田新田も、氏輝氏照も、均しく同讀通用なり、是等の例を以て觀れば、安達足立の必しもさばかり分別すべからざる事明なるにはあらずや、されば安達と書けばとて、陸奥國人とも限られず、武藏の足立郡人なりと云はんにも、別に反證なき限は、然らずとは言ふ能はず。想ふに吾妻鏡に二氏の書分けあるは、一郡に兩家ありて、俱に足立と書かんには、彼此の區別付かねば、是を以て兩家を分けつるなるべく、以後遠元の族人は足立と稱し、盛長の族人は安達と稱しけん、文字を以て別を立てしは、鎌倉以後の事とぞ覺しき。

古傳説上の推理

余がかく言ふを、危しと思ふ者もあらんなれども、古傳は確にしかとは言はぬながら、吉見系圖を見よ、自からそれと知らるゝにあらずや。吉見系圖の文は拙き筆つきなれど、其の拙きこそ反て實の古物にて、偽作ならぬを證する者なれ。其上之を當時の事實に考ふるに、一も當らざる事なければ、眞として之を受けて可なるべし。さて其文の要を撮て引けば、

初賴朝十四歲之時、永曆二(元の誤)年三月廿日、伊豆國流罪之時、平家恐權威、國人不與一食、賴

朝乳人比企局、其比武州比企郡少領掃部允妻也、三人之息女在之、嫡女者、在京都、奉仕二條院、稱丹後内侍、無雙歌人也云々、其後關東下向、藤九郎盛長嫁生數子、比企禪尼二女、河越太郎重頼妻也、禪尼三女、伊豆伊藤九郎祐清妻也、頼朝牢浪之間、比企禪尼令哀憐、武州比企郡ヨリ運送糧、又賀三人ニ命シテ奉扶助コト及廿年餘云々、扱又比企禪尼賀藤九郎盛長、武州足立郡ヲ給、盛長女範頼之内室ニ給。云々。

比企禪尼が頼朝ノ乳母たりしは、吾妻鏡を引くまでも無き事實にして、頼朝が其恩に報ゆる事の甚だ厚かりしも、亦いふまでも無かるべし。殊に其夫掃部允が常に其養君頼朝を世に出さんと謀り居し事、其没後となりてまで敵人の口に上りし由、吾妻鏡に見え、此夫婦が陰ながら養君を扶助したりし事明なれば、其の武州比企郡より糧米を送り、又三人の婿して扶持せしめけん事も亦疑ふ可らず。又三人の娘の事も、三人の婿の事も、吾妻鏡に其證あり、されば此系圖の文總てを余は信せんとす。

そもく掃部允夫婦は、本武藏國比企郡の人ならず、本姓も詳ならぬ者なるが、比企郡に住する事廿餘年、掃部允は先に死せて、頼朝が世に成出るを待ち付け得ざりしかど、其妻は頼朝が爲には、父母に次ぐべき恩人なれば、頼朝霸府を鎌倉に置いてよりは、之を鎌倉に置き、比企の禪尼と敬ひかしづき、其夫の甥能員して其家を繼がしめ、やかて比企郡をや領せしめけん、氏を比企と稱せしめしかば、其鎌倉にての居宅の所在を比企ヶ谷と稱せらるゝに至れり。其初此夫婦が武藏に入りしは、頼朝を育くまんが

爲に、態ワザと請文を奉りて、比企郡の少領として來れるなり。されば其女を嫁するにも、さる用意のありしは疑ふべからず。余を以て其嫁ぎし所を考ふるに、盡く其故あり。長女は初二條院に宮仕して内侍たれば、婚期は稍後れたるべし、自然次女先づ河越重頼にや嫁ぎけん。河越は入間郡にして、比企と隣合ひたれば、端緒は此處より開けたるべく、河越氏は武藏の高家秩父の宗家にして、畠山江戸豊島皆同族なれば、此同族コソ擧りて起れば、武藏七黨は自から之に従ふ勢あり。頼朝武藏に入りて、先づ此輩の降參を許して其の用となし、かば、前に此輩に従ひて、頼朝方なる三浦氏を攻めたる七黨の豪傑等は、やがて又源氏方となれり。されば掃部允が次女を河越に嫁入らせしは、後楯として尤も力強き御方を得たりし者にて、唯重頼が次女の婿として、頼朝を何如に扶助せしかは詳ならねど、掃部允の肚ハラの中には、必ず他日の用とすべき心をや藏めたりけん。よしさばかりはあらずとも、掃部允にして生き存らへてありつらんには、重頼をば衣笠城を攻むる討手には立せざりつらん。又三女を伊東の九郎に嫁入らせしは、其用意の尤も明にして誰にも知らるゝ者、九郎が父祐親は、平家より頼朝を預かれる者なれば、頼朝が朝夕の消息を知るにも便宜しく、近き處に在りて心を配り目を附くるにも、之に越したる事やあるべき。さればこそ祐親が頼朝を殺さんとせし時、其謀を洩して北條に走らせたるは祐清なれ。是皆掃部允夫婦の用意の行届ける所なれば、其長女を嫁入らするにも、さる用意なしと言ふ可らず、而るに若し伊豆に程遠くして、さしも用無き白河の關アキガの彼方の、奥州士を婿取らば、果して何の用意にかなるべき。

丹後内侍は歌人なれば、白河の關に縁なきにしもあらねども、其は能因法師に配合したらんにこそ、ふさはしくもあるべけれ、藤九郎盛長にてはふさはしからず。其上丹後内侍の奥州下りといふ事も、世に聞えず、頼朝の近臣に奥州士の居たる例無ければ、盛長を奥州士と認むべき筋も無し。されば此も亦河越に嫁入らしつる如く、比企の鄰郡なる足立郡の住人に嫁入らしつる者とぞ思はるゝ。しかのみならず此は盛長に武州足立郡を給ふといふに適せる推理にして、盛長に足立郡を與へられしも、頼朝由緒無き地を與へしにあらす、其本國なりしが故に與へしにこそあれ。

されば安達盛長は、足立郡人にして、陸奥國の住人にあるべからざるは、大抵推察すべし。唯、鎌倉時代にこそ安達氏は榮えたれ、當初はさしも聞えたる家にあらす。然るに掃部允は次女を嫁入らするに武藏には一流の河越氏を擇びながら、何如にして反て長女を二流以下なる安達氏に嫁入らしけんといふ難も起らんか。されど其は實は難無き事なり、丹後内侍は二條天皇の内侍なれば、天皇崩御の永萬元年（頼朝伊豆に流されし後六年）以後に於て、關東に下りし者なるべく、年も既に闌け、且つ此間に惟宗忠久（即ち島津家祖）を生めり。されば次女が初婚を以て一流の家に嫁ぎしに比ぶ可くもあらす。盛長なりとて後添ならんも知る可らず。されど其の二流三流所なりしが、反て掃部允が思ふ坪に當りしにはあらざるか。河越氏は一流なれば、大事の用にはなるものゝ、流人なる佐殿に隨身して奉公せしめん事は、思ひも寄らず。二三流以下ならば、身を降して奉公せん事、さしも難かるべからず。されば長女を

安達氏に嫁がせしも故ありと謂ふ可し。かゝればこそ盛長が頼朝に隨身して、伊東にも従ひ、北條にも従ひ、忠實に仕へし事の、吾妻鏡其他の、書にも見ゆる所以なるべけれ。盛長が頼朝元從の功臣として、子孫鎌倉時代に榮えたりしも、實に源を此に發せり。是ぞ正しく當時の事情なるべき。

又此吉見氏の在所より推理するも、其歸結は、足立郡人といふを當れりとす。何となれば、吉見は武藏の横見郡の地、横見は極めて小郡にて、上下吉見を除きては、餘る所幾何も無く、今は併せられて比企郡に入れり。其地本比企足立兩郡に挾まり、恰も範頼の妻が、安達氏を父とし、比企氏を母とし、其中間に孕まれたるにさも似たり。其地形自から吉見氏は此處に住むべき天運定まれる者の如し。されば吉見氏は、其父罪を得し後、母系に依りて保護せられて、此地に遺りし者、範頼兄頼朝に睨まれ、伊豆の修善寺に幽閉せられしかば、其妻子は、やがて安達比企兩氏の間で預けられつらん。範頼罪無くして罪に當りたりとも、妻子に罪ある可らず、縦令幾分の咎を受くべしとも、比企禪尼の外孫女、外曾孫なり、盛長が女なり、外孫なり、比企氏の方より觀ても、安達氏の方より觀ても、頼朝は之を誅伐し得ざるべし。されば其子は最初僧となりつれど、やがては罪赦され、還俗して吉見氏となる、かくて比企氏は遂に滅されつれども、此家猶存せるは、想ふに安達氏の榮えしが故にて、安達氏は吉見氏の保障となりて、足立郡を領したるなるべし。是を適當の推理とす。

紀念物口碑上の推理

かく推理し來れば、安達氏の本據は、必足立郡に在るべく、足立郡に盛長に關する口碑の存するは、自から其所なり。而るに安達の文字にのみ拘はりて、盡く之を破らんとするは、當を得たりと謂ふ可らず。足立郡桶川町に、足立氏の遺跡と稱せらるゝ地あり。武藏風土記稿は、例に因りて事も無く之を足立遠元の館址とす。されど證とすべき何物も残らねば、之を足立氏の遺跡なりと云ふにも反證無く、又安達氏の遺跡なりと云はんにも反證無し。唯桶川町の西一里許に石戸と云ふ村あり、村内堀の内と云ふ地に、世に石戸の蒲櫻とて、一株の櫻あり、村は此樹あるが爲に人に知られたり。土地の口碑に、昔蒲殿（範頼）罪を頼朝に得し時、安達盛長之を預り、蒲殿此地に終焉す、此櫻は其墓木なり、因て蒲櫻と云ふと云へり。余も初は此説を疑ひ、蒲櫻にはあらで、樺櫻にはあらざるかと思ひしが、後安達氏の事を考ふるに及び、心稍動き、曾て一たび往て之を見たりしに、見しは見ぬとは相違して、樹は普通の櫻にして、樺櫻に非ず、色も普通の色にして、樺色にも何にも非ず。（樹齡は六七百年と稱せられ、關東第一の老櫻として、今天然紀念物として保護せらる、蓋原樹は朽腐して、稚樹の根幹より分蘖し、五六本となりて成長したる者、高さ凡三四丈、根本方一丈ばかりの石垣の内に盤錯し、花の盛には、一樹なれども、花の山の如く見上げられ、頗る見事なり、年々陽曆四月十三四日を見頃とする、志ある者は往て觀

るも可なり)樹下に小石塔を置き、範頼の塚と稱す。其餘青石の板碑十餘枚、年號の讀まるゝもあれど讀まれぬもあり、(大抵馬琴が玄同放言の内であれば、今贅せず、現存する者其數も年號も皆符合すと云ふ)此地久しく墳墓地とせられ、今に至りて附近の家の共同墓地たり。されど其地形を考ふるに、本墓地に非ず。正面の方よりは、坂を下りて、低地となり、其低地の中に一小丘を築き、櫻は丘上にあり。一二町隔りたる樹林の中に、圓形なる塹壕の一部分を存し、此塹壕は内外二層となれり。是堀の内と小字に稱する所以にして、此地を古は塹壕二重に取巻きし者なるべし。大凡關東に堀の内と稱せらるゝ所多けれど、皆前代豪族其他の居館などの遺址にして、大抵未だ城郭など設けざりし時代の者なるが如し。されば此地も足立安達二氏などを離れても、何人か然るべき人の居館なるべく思はれ、彼の櫻の有る丘の上は、居館址としては甚だ狭ければ、恐らく庭中の假山か、池中の島かななどの名残りにはあらぬか。さりととも之を蒲櫻といふには、必故ありぬべし、若し盛長此地に關係無くば、範頼も亦此地に關係あるべからず、盛長を此郡人なりとせば、必しも關係無きに非るべく、隨て範頼も亦關係無しと謂ふ可らず。されば是も亦前の推理の一旁證として見るべき者にはあらざるか。

此地は荒川の東岸にして、水を隔てたる西岸は、即ち比企郡なり、されば今も桶川より比企郡松山に通ずる縣道は、此附近を經過せり。想ふに古の通路も、さしも變はるべからず、桶川の遺跡は平地にして、何の趣も無けれど、此地は高低ありて、稍趣を成せり。さて兩地とも安達氏に關係ありとせば、桶

川のは本館にして、此地のは其別邸なりしにはあらざるか。桶川松山通路の邊にあるも由ありげなり。庭木に櫻を植て、花を賞翫するは、古よりの習なれば、盛長、蒲殿を持て成すとて、一年盛宴を別館に張りて、此櫻を賞翫せしより、遂に蒲櫻の名を負はせしにあらずとも謂ふ可らず、よしさはあらずして桶川のは遠元の居館址なりとも、石戸のは盛長の居館址ならずとも限られず。盛長後には鎌倉の甘繩に重臣としての大邸宅を構へたりとも、其は征夷將軍の幕下に出仕してより後の事なり、流人佐殿に奉公せる頃の盛長が宅としては、實にかばかりにてこそあるべけれ。されば盛長鎌倉に居住してよりは、此地は所領の田舎の別荘として、春秋の花紅葉に、客人を催し連れて來べからぬものにもあらねば、女婿たりし範頼が此地に遊びて庭木の花を賞翫せん事も、其故無きにあらず、此は余が想像には過ぎねども誰が胸中にも自然浮び來べき事柄にて、別に奇想天來の説にもあらず、範頼は伊豆の修善寺に幽閉せられ、其墓も彼方に在り、預けられしも盛長にはあらで、狩野介宗茂等なり。

吾妻鏡

建久四年八月十七日

參河守範頼朝臣被下向伊豆國、狩野介宗茂、宇佐美二郎祐茂等所預守護也、歸參

不可有_レ其期、偏如_二配流_一、

されば萬一盛長に預けられつる事實ありとせば、其は範頼にはあらで、其妻子なるべく、其子はいつまで安達氏にかゝり人たるべきにもあらねば、後に離れて吉見に住みたれども、安達氏なりける其妻は尙一生を父の別荘なる此地にて送りけんも知る可らず、それを蒲殿終焉の地とは云へるなるべし。是や

がて蒲殿内室終焉の地と云ふ義なれど、略しては蒲殿終焉の地とも云はるべきなり。かく觀る時は、武藏國足立郡に、蒲殿範頼に縁ある櫻の樹あるも、決して怪しむに足らぬ事なるべし。

推理の歸結

以上説き來れる如くなれば、安達足立は必同讀通用にて、安達盛長の本國は、武藏國足立郡なり。さて隣郡なりける比企郡の少領掃部允某の長女、即ち源頼朝の乳母比企禪尼の女を娶り、舅姑の志により伊豆國の流人たりし佐殿、後の征夷將軍源頼朝に隨身し、忠實に奉公せしかば、頼朝覇府を鎌倉に開くに及び、重用せられて權臣となりぬ。されば頼朝其勞に報いんが爲に、本國なる足立郡を盛長に與へ、其上盛長が女は、比企禪尼の外孫なるが故に、乳母の恩をも思ひ、舍弟範頼が爲に之を娶れり。かくて範頼は其後兄の勘當を受けしかば、其妻子は盛長預かりて保護したりけん。是ぞ足立郡内に安達盛長に關する口碑、範頼の遺跡あり、又範頼の子孫なる吉見氏の、隣郡横見に住せし所以なるべき。此をしも精しく考へずして、偏に安達の文字にのみ拘泥して、盛長に關する一切の傳説を、足立郡より取除かんとせる武藏風土記稿の説は、當れりと謂ふ可らず、殊に可解の事實を、永遠に不可解に陥らしめんとするは、至て惜しむべし。余故に此文を草して之を闡明せんとす、尙其專決し難き者は、請ふ讀者と與に之を研究せん。

大正十四年三月

中 島 竦